

令和3年1月8日

保護者の皆様

港区子ども家庭支援部

保育課長 山越 恒 慶

新型コロナウイルス感染症対策のため1月に休園をする場合の対応について

日頃より区の保育行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

国は、昨日、東京都を含む4都県を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。保育園は通常通り開園します。

区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から保護者のご希望により休園出来る期間を令和3年3月末までとしております。この度の緊急事態宣言の発出により1月12日から1月31日まで休園を希望する場合、下記の通り対応することといたしましたので、お知らせします。

記

1 対象児童

認可保育園、認定こども園、港区保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業に在籍している児童（新入園児を含みます）

2 対応内容

1月12日以降休園をし、1月15日（金）までに「新型コロナウイルス感染症対策による休園届（以下「休園届」という。）」を在籍園に提出した場合は、当該月の保育料及び給食費は徴収しません。

ただし、1月12日以降登園をし締切日までに休園届を提出した場合や、締切日を過ぎてからの休園届の提出や月の途中で休園を取り下げる場合には、月額分を徴収しますのでご注意ください。

区外にお住まいで港区内の保育園に在園している児童及び港区にお住まいで港区外の保育園に在園している児童は、徴収の有無、届出の締切り及び方法など港区と対応が異なります。

（1）区外にお住まいで港区内の保育園に在園している児童

保育料：徴収免除の有無や届出方法は居住自治体により対応が異なるため、居住自治体にご確認ください。

給食費：区立保育園在園児の場合、港区に休園届を提出いただければ徴収しません。私立保育園在園児は、各保育園にご確認ください。

（2）港区にお住まいで港区外の保育園に在園している児童

保育料：港区に休園届を提出いただければ徴収しません。

給食費：保育園の判断によるため、各保育園にご確認ください。

3 必要書類 ※全て揃えて提出してください。

(1) 育児休業から復職予定で、復職予定日を延期し休園をする場合

- ① 「新型コロナウイルス感染症の影響による復職（就労開始）延長届」
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策による休園届」
- ③ 会社からの証明書類（育児休業を延長したことが分かるもの）（毎月提出が必要です。コピー可）

(2) 就労内定で、就労開始日を延期し休園する場合

- ① 「新型コロナウイルス感染症の影響による復職（就労開始）延長届」
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策による休園届」
- ③ 会社からの証明書類（就労開始日を延期したことが分かるもの）（毎月提出が必要です。コピー可）

(3) 上記（1）及び（2）以外で休園を希望する場合

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策による休園届」

4 提出場所

在籍園※郵送可。締切日必着。郵送事故の責任は負いません。記録の残る方法でお願いします。

5 届出締切日

1月分・・・1月15日（金）

6 注意事項

(1) 休園期間に登園することはできません。

(2) 申請は1か月単位となります。延長する場合は、届出締切日までに必要書類をすべて揃えて提出してください。（令和2年11月25日付通知文をご確認ください）

(3) 届出が15日を過ぎた場合、保育料及び給食費を徴収します。郵送の場合、締切日必着となります。

(4) 休園を取り下げる場合は、登園再開日の1週間前までに各総合支所区民課保健福祉係に「休園取下届」を提出してください。その場合、月途中の再開であっても保育料及び給食費は月額分を徴収します。

【お問い合わせ】 保育課 保育支援係

入園・在園に関すること 03-3578-2445／ 保育料に関すること 03-3578-2871